

さがみ縦貫道路周辺における危険物等に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成15年4月8日  
関係省庁申合せ  
平成15年5月9日一部改正

1. 旧相模海軍工廠跡地のさがみ縦貫道路周辺及び平塚第2地方合同庁舎敷地周辺における危険物並びに旧軍施設との関係が考えられる茨城県神栖町の地下水汚染に関する懸念があることに適切に対処するため、関係省庁の連携の下、環境省が主催する「さがみ縦貫道路周辺における危険物等に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは構成員を追加することができる。

環境省環境保健部長（議長）

内閣官房副長官補付内閣参事官

警察庁警備局警備課災害対策官

防衛庁運用局運用課長

外務省総合外交政策局生物・化学兵器禁止条約室長

財務省理財局国有財産企画課長

文部科学省文教施設部施設企画課長

厚生労働省健康局水道課長

厚生労働省安全衛生部化学物質調査課長

経済産業省製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室長

国土交通省官庁営繕部営繕計画課長

国土交通省道路局国道・防災課長

環境省環境保健部企画課長

環境省環境保健部環境リスク評価室長

（オブザーバー）

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室

神奈川県

平塚市

寒川町

茨城県

神栖町

3. 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、環境省において処理する。